



# 「ともに暮らす東志賀」

## ささえあいたより 第83号

令和6年6月12日

東志賀学区福祉推進協議会  
地域支えあい事業委員会

### 活動報告

令和6年5月1日～令和6年5月31日

#### 生活支援事業

- ・ゴミ出し : 3件
- ・カーテンの交換 : 1件
- ・ガラストープ片付け : 1件
- ・枝切り : 1件
- ・草取り : 2件
- ・買い物支援 : 2件
- ・エアコン買い物相談 : 1件
- ・生活支援 : 1件
- ・スマートフォンの相談 : 3件

小計 15件

#### 認定事業

- ・見守り(高齢者) : 5件
- ・登下校の見守り(児童)
- ・子育て広場 : 8日
- ・認知症カフェ(なもなも) : 10日
- ・子ども食堂 : 27日(食堂) 19日 29日 (フードパントリー)
- ・子ども居場所づくり : 19日
- ・ふれあいサロン : 10日 22日

小計 14件 合計29件

### 集合住宅共用庭の手入れ

居住区域の共用庭の草取りの依頼で、一人暮らしの依頼者の方は、1階に入居時から庭の世話をまかされ、ほかの皆さんと同じように花を植えたりして楽しんでおられました。しかし加齢とともに、したくてもできない体力になってしまいました。少し暑さを感じる時期になってきましたので、熱中症に気を付けて6名で作業をしました。  
(ボランティア : 山崎 悦男)



### 感想:参加者の声

共用庭の2回目の草刈り作業に参加しました。一人暮らしの足腰が悪い方で、ご自身の体力の無さを嘆いておられました。こんな時の「支え合い」と、「依頼者の力に少しでもなれたら」、の思いで作業をさせてもらいました。  
(ボランティア : 長谷川 達)



### 編集後記

公的な集合住宅の共用庭の維持管理は、かつては供給・管理団体が行い、住民が手入れすることを禁じていました。しかし何時ごろからか、公的な資金の不足を補い、かつ庭いじりを楽しみたいという住民からの強い要望もあり、共用庭をいくつかに区画して、1階住民優先で維持管理を募集しはじめたようです。住民の高齢化により、その方式も限界があり、新たな仕組みを探し出さねばなりません。これからの時代はスマートフォンが必要不可欠になります。第4水曜日午前に相談窓口にいってください。スマートフォンの簡単な操作方法をお教えします。  
(コーディネーター: 谷口 博子)

行事予定 : 6月23日(日) コミセンまつり 11月17日(日) ちごいち



今まで発行した「支えあいたより」をこちらからご覧になれます



東志賀学区のホームページをこちらからご覧になれます。電子回覧板もでき、皆さんの情報をお待ちしています

ちょっとした困りごとは相談窓口 お電話でも受け付けいたします  
開設日時: 毎週水・金曜日 9:30~12:00  
☎ 080-3651-7435  
相談窓口: 東志賀コミュニティセンター



認知症カフェ なもなも  
第2金曜日 午後2時~4時  
場所: 東志賀コミュニティセンター  
連絡先: ☎ 090-3587-2270 駒田

